

一般路線バスの上限運賃変更認可申請について

阪神バス株式会社（本社：兵庫県尼崎市、社長：上田 晋也）では、本年3月31日付のプレスリリースでお伝えしたとおり、本日、国土交通省近畿運輸局へ一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請を行いました。

道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和5年5月19日 国土交通省令第44号）が施行され、上限運賃認可権限の一部が近畿運輸局に移譲されたことを受け、この度、同局に認可申請を行うものです。申請概要等の詳細は、3月31日付のプレスリリースをご参照ください。

ご利用のお客様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。

※参考 一般路線バスの上限運賃変更認可申請（予定）について

<https://www.hanshin-bus.co.jp/files/whatsnew/unchinkaitei20230331.pdf>

以上